

Libra I on 14

<http://www.libra-sc.jp>

vol.

りぶらいおん

特集：① 岡崎図書館未来企画フォーラム概要

ネット時代の情報拠点としての図書館
—— “Librahack” 事件から考える

② “Librahack” 事件 その後の経過



2010年12月18日(土) 会議室103



岡崎図書館未来企画フォーラム概要

ネット時代の情報拠点としての図書館 —— “Librahack” 事件から考える

2010年12月18日(土) 会議室 103

基調講演 1 “Librahack” 事件を総括する

高木浩光 (たかぎ ひろみつ)

独立行政法人産業技術総合研究所 情報セキュリティ研究センター 主任研究員
名古屋工業大学大学院工学研究科博士後期課程修了。博士(工学)。専門分野は、並列分散コンピューティング、プログラミング言語処理系、コンピュータセキュリティ。2000年より、情報セキュリティに関する社会的問題の解決に取り組む。2003年度には、経済産業省商務情報政策局長諮問研究会「情報セキュリティ総合戦略策定研究会」構成員、情報処理推進機構の情報システム等の脆弱性情報の取扱いに関する研究会幹事を務め、ソフトウェアのセキュリティ脆弱性に立ち向かう体制づくりに参画。2005年より現職。



事件を巡る4つの論点

今回、私は「“Librahack” 事件を総括する」というタイトルを付けたわけですが、この事件はまだ解決しているわけではありません。ただ、肝心な要素は出ていますので、最新の情報を交えて、お話をしたいと思います。

はじめに、4つの論点についてお話しします。まず一つ目は、中川圭右さん(※)がしたことは、許されるべきことだったのか、ということです。

二つ目は、そもそも法的にこれは犯罪とされてしまうのか、ということです。今回は起訴猶予処分になっています。起訴猶予というのは、不起訴のうち「嫌疑なし、嫌疑不十分」とは違って、「犯罪はあったけれども、悪質ではないので起訴を許しといてやる」という主旨のものです。そうすると「犯罪はあった」ことになってしまいます。しかしこれは、本当に犯罪といわれるものなののでしょうかということです。

三つ目は、そもそもこれは犯罪なのかという疑問が噴出したときの、関係各所の「対応の問題」について考えてみたいと思います。

四つ目は、この事件が将来に残しかねない禍根について。なお、「図書館の未来に向けて」については、パネル討論でお話しします。

事件の経緯について

では、おおまかな経緯を紹介します。
・5月26日 逮捕報道。「容疑者は、1回ボタンを押すだけで、1秒に1回程度の速度でアクセスを繰り返すプログラムを作った」とあります。でもそれはエンジニアにとって普通のこと。記事からすると警察は、悪質な行為として知られる「DoS 攻撃」があったとみなした様子ですが、1秒に1回は DoS 攻撃ではありません。

しかも、「ホームページ制作に情報収集が必要だった」という、正当な目的があったらしいことが記事にでているわけです。「これでどうして事件になるんだ?」と思いました。

・6月24日 中川さんが起訴猶予処分になったと librahack.jp で報告。みんなが「これで捕まってしまうなんて、どうしたことなんだ」と心配していると知って、自分には説明責任があると、この経緯を報告をしてくれました。

・7月 三菱図書館システムの欠陥の推定が進む。中川さんのサイトに「システム側の不具合が原因ではないか」ということが書かれていたので、みんなで「こういう欠陥じゃないか」ということを推測し合って、分析を進めました。

・8月3日 欠陥の決定的な証拠を発見。同じベンダーのシステムを導入している九州の図書館のものでした。

・8月21日 朝日新聞報道。新聞報道が出たその日に、図書館で館長さんがマスコミに対して話されたことが、別の新聞に出ました。その記事は、先の報道を全面否定するような内容でした。せっかく「単なる欠陥が原因です」という記事が出たのに、ひっくり返されてしまいました。

・9月1日 岡崎図書館が「起訴猶予処分」との公式見解発表。これでは「犯罪があった」ことを意味してしまいます。この発表は「こういうことはやめてくださいね」というものだったわけです。私は、これは図書館システムのベンダーの言い分を反映したものなのだろうと思いました。ふりだしに戻された感じでした。

・9月28日 個人情報の他図書館への流出が発覚。このことによって、図書館システムのベンダーである三菱電機インフォメーションシステムズ株式会社(以下:MDIS)の態度が少し変わりました。そしてまた岡崎市の対応もちょっと変わってきました。

【※】 あえてお名前を出すのは本人のご希望。逮捕されたことが実名報道されたことに対し、「あれは犯罪ではなかったんだ」ということを広めるため。

- ・11月26日 岡崎市がMDISを指名停止処分等と記者会見。
- ・11月30日 MDISが記者会見。
- ・12月9日 岡崎図書館の公式見解文が削除される。

・本人による詳細なまとめ
「Librahack メモ」(12月1日公開)
<http://librahack.jp/okazaki-library-case-season2/librahack-memo.html>
「検察庁で聞いてきました」(12月17日公開)
<http://librahack.jp/okazaki-library-case-season2/purpose-reason.html>
・有志による詳細なまとめ
「岡崎市立中央図書館事件等 議論と検証のまとめ」
<http://www26.atwiki.jp/librahack/pages/16.html>

論点1：中川さんの行為について

では、そもそも中川さんの行為は、許されるべきことでしょうか。これについて結論から先にお話しすれば「イエス」というべきだと思います。議論が始まった当初は、「本人も悪いよね」という声が少なからずあがっていました。これらの発言にはいろいろな観点があるので、ちょっと整理してみましょう。

まず多かったのは、とにかく迷惑をかけたんだから、逮捕されて罰金をとられるのは仕方がないだろうという考えです。今回、中川さんが問われたのは「偽計業務妨害」という罪です。業務妨害については、過失でやったことなら刑事罰を与えるほどではないというのが、日本の現行法の定めです。

もちろん、図書館に損害を与えたのが事実であれば、なんらかの責任はあります。でもそれは、刑事責任ではなくて、損害賠償の責任などであるはずで、これについてはご本人もちゃんとわかっていらっしゃるので、図書館に対して「自分も注意が足りなかったことをお詫びする」と、先にご紹介したサイトに書いています。でも、そのことと刑事責任は違います。刑事責任を問うのはおかしいということです。

その一方で、「こういうことするのを戒めてほしい」という声も上がっていました。サイトを運営している側の声として、「想定している使い方しかして

ほしくない。それ以外の使い方はやめるように戒めてほしい」という意見です。

それから、「何をやってもいいのか」という声もありました。もし今回のことをやっていいものとする、「では、もう少し積極的なアクセスをしてもいいのか。だったらどこに線引きをするんだ？」という考えです。でも、安易に「ここ以上のことはやっちゃいけません」というようなことを決めてしまうと、ウェブの将来への発展の道が閉ざされてしまいます。

では、そういう線引きができないとすれば、どうしたらいいのか？私は、次のように考えればいいと思います。つまり、「これより上は許されない」というラインは複数あるし、「これより下はやっていい」というラインも複数あるという考え方です。今回、中川さんの作ったものは、そのラインをちゃんと満たしていました。

システムに起きていたこと

具体的にどういうことが起きていたのかを説明してみましょう。新聞の記事などに、クローラーという言葉がよく出ていたと思います。クローラーというのは、インターネットのウェブサイトを行って、情報集めるソフトのことです。グーグルやヤフーで検索ができるのは、普段からクローラーを動かして情報を集めているからです。

こうしたクローラーの動作として、技術的に大事なのが、「シリアルアクセス」という概念です。これは、一つのアクセスが終わってから、次を開始するというもので、必ず一個ずつ処理するのがポイントです。そしてこれは、クローラーを作るときにするべき、当然の配慮とされています。中川さんの作ったクローラーは、ちゃんとこの配慮がされていました。

また、アクセスの頻度についても、中川さんのクローラーでは1秒間に1、2回程度で、世界的に見ても標準的な頻度です。まったく問題ありません。それでなぜ止まってしまったかですが、図書館側のシステムに、一般的なクローラーにすら耐えられないような欠陥があったからです。

実際、欠陥があったせいで、グーグルなどのクローラーが来ると、不具合

が出ていたようです。そのため、クローラーを排除するための設定がされていました。その影響で、グーグルなどで検索してもきれいに結果がでないという不具合も発生していました。

このシステムは、10分間に20人が50回アクセスしても耐えられるようになっていました。ところが、1人が10分間に1,000回アクセスすると、破綻してしまうのです。そういう独特の不具合があったのです。そしてこの不具合が発生しはじめるラインが、実に絶妙なところであって、それまでは、たまたま問題が起きないスレスレのところ動いていました。

そこへ中川さんがアクセスしたところ、そのラインを少しだけ超えてしまったのです。一回でもそのラインを超えると、その瞬間、アクセスした他の人には閲覧障害が発生します。

普通なら、一時的に閲覧障害が出ることもあっても、リロードをすれば閲覧できるようになるものです。ところが、このシステムは、プログラムのエラー処理を一切していませんでした。ずさんな作りだったのです。だから、非常に珍しい障害です。

そのとき、別のパソコンから新たにアクセスすれば、正常につながるのですが、一度この「ハズレセッション」を引いた人は、ずっとエラーのままです。例えばそれが図書館の人だった場合、他の一般の利用者は使えているのに、図書館からはまったく使えないように見えていたことでしょう。だから、「ひどい障害が起きている」、「サーバが止まっている」というふうに見えたわけですね。これが相当悪い印象を与えたようです。

一方、「本物のDoS攻撃」の場合は、1台のパソコンから次々と接続して、全部つなぎっぱなしにしてしまいます。しかし、中川さんは、これをやったわけではありません。



一般の方にはわかりにくい

以上が技術的な説明です。ところが一般の方の反応は違うですね。朝日新聞の8月の記事が出た翌日にTwitterでは、「容疑者(?)も悪気がなかったとはいえ、つまりは『公共財はみんなで大事に使いましょう』ということだと思います」という発言がありました。

これを見て思うのは、なかなか理解してもらえないんだなあということです。この発言は「みんなで大事に使わないといけないのに、自分だけ使えばいいやというのはおかしいんじゃないか」という意味だと思います。でも、そういう問題ではありません。

たしかに、朝日新聞記事に掲載された図を見ると、他の利用者があるのに、その男性のプログラムだけが接続を独り占めしたように見えてしまうかもしれません。しかしウェブサーバーというものは、通常はもっと多い、何万・何十万の連続したアクセスを処理できる能力を元々持っているのです。ですから、中川さんくらいのアクセスだったら、全然問題はないのです。図書館のシステムに不具合があったので、障害が起きてしまったわけです。

本来は、そのサイトへのアクセスは、もっと自由に、それなりの頻度で行っても、別にとがめられるようなものではなかったはずなのです。ましてや、刑事罰になるなんていうことはないのです。

この事件はそれなりに注目を浴びて関心を呼んでいます。一般の方にはこのあたりがわかりにくいんじゃないかと思っています。仮にテレビで扱われたとしても、コメンテーターは「その人が悪いんじゃないの?」みたいな発言をするような気がします。でもこれは、「ウェブというのはそういうものだ」と、わかっていたくしかなくないことなのです。

論点2：これは法的に犯罪なのか

では次に、これは法的に犯罪なのか、という話にいきましょう。先程も述べたように、業務妨害罪に過失犯はありませんから、故意がなければ、つまりわざとやったんじゃないければ、犯罪ではないはず。ところが、新聞社の方や個人の方がこの件で愛知県警に取材をすると、県警は「本人は故意でやっ

た」というふうには言っているわけです。

業務妨害罪というのはそういうものだから、あるいは、他に何かあったんじゃないかという疑いを持つ人もいました。この点については、10月に愛知県警の電話したときに、はっきり「世間ではいろいろいわれていて、一部では別件逮捕じゃないのかという人もいたが、それはない」と否定されました。つまり、純粋にこの、みんなが知っているこの行為でもって起訴猶予処分にしたということでした。

最初に警察に電話したときに、その捜査の現場トップの人がおっしゃるには、「過去にも大量アクセスによる業務妨害罪での検挙例が前例としてあって、それに従ってやってる」というのです。そこで調べてみると、過去の業務妨害の摘発事例というのは、ちゃんとそれぞれ納得のいく事件ばかりで、今回のような事件の前例はありませんでした。

なぜ、愛知県警の警部補は、前例があるようなことを言ったのでしょうか。おそらく、単純に「何万ものアクセス」という数字上の表現の類似性だけで、「こりゃDoS攻撃だ」と決めつけてしまったのではないかと、そんな気がします。

警察というのは一旦動き始めてしまうと、止められないものなのでしょう。検察に対しては罰金刑を、それが無理なら起訴猶予処分をと求めていたと、朝日新聞の神田記者の取材で明らかになっています。

論点3：こういう事態が起きたときの対応について

こういう事態が起きたとき通常はどうするかというと、アクセス元のIPアドレスからプロバイダを特定して、そのプロバイダに「ちょっとこの人に止めてもらうよう伝えてもらえますか」というような連絡をするものです。

実は3月に似たような事件がありました。埼玉の図書館で、一時過大なアクセスがあって、業務系に影響が出て、半日～終日、業務ができなくなるという被害があったそうです。

このとき、システムのベンダーであるNECネクサソリューションズは、プロバイダーのabuse(アブユース)窓口で連絡をしています。その結果、アクセス元の方と連絡がとれて、アクセス

を止めてことなきを得たとのことです。

このアクセスがあったのは、ちょうど中川さんがアクセスを始めた数日前です。これをもって何を言うべきかという、同様のことがあちこちで起きているということです。そういうことをやりたい、やるべきことがたくさんあるんだと、そう考えて実際に行動していたのは、中川さんだけではなかったということです。

通常の対応は

- そもそもそれは攻撃なのか?
- IPアドレスからISP(プロバイダ)を特定し、そのISPへ連絡を依頼するなど
- 警察以外の相談先(JPCERT/CC、IPAなど)
- 情報処理推進機構(IPA)から手順書
- 「サービス妨害攻撃の対策等調査」報告書(12月16日公開)

<http://www.ipa.go.jp/security/fy22/reports/isec-dos/>

それにしても謎だったのは、警察が思い込みでメチャクチャな捜査をやったにしても、どうして検察はそれを嫌疑なしとか、嫌疑不十分にできなかったのかということです。10月に中川さん本人が検察庁に出向いて、自分がなぜ故意があったとされたのかを聞き出しました。

本人が「過失ではありませんか?」と聞いたところ、「影響が出ることを全く予想しなかったわけではないので、過失ではなく故意が認定される」という答でした。これ、ひどいことを言うるんですよ。

普通は「障害」と言ってもいいところを、わざわざ「影響」という広めの言葉に替えて言っています。それから「まったく」という言葉を入れています。これは要するに自信がないというか、検察だからぎりぎり嘘はつかないけれど、どうにかこうにか「犯罪があった」「未必の故意があった」ということにしている回答なのです。



こんなことがまかり通るようでは、本当に困ります。まして、過失犯の規定がない業務妨害罪の嫌疑でそんな理屈がまかり通るなら、一般の利用者も他人事ではありません。ソフトウェアを使う人、エンジニアだけではなく、そのエンジニアが作ったツールを使う一般の利用者も含めて、「なにか影響が出ることもあるかも」と使っているうちに、実際になにか起きてしまったら「わざとやっただろう」と言われるということです。これはまったくおかしな話です。皆さんも抗議してもいいと思います。

論点4：将来に残しかねない禍根

そしてまさに、今回の影響で萎縮効果が生じています。「チリングエフェクト」といって、新しく法律を作ったときや、法令の運用が良くないときに生じる社会的な動きで、自主規制による表現の自由の阻害などが例としてよくあげられます。

実際に今回の騒動の初期のころから、「自分もクローラを動かしていたけれど、もうやめた」という声が、次々とTwitterにあがっていました。そして決定的なケースが、今月になって発見されました。

東京都杉並区にお住まいのエンジニアの方が『杉並区立図書館新着図書更新情報（非公式）』というサイトを作っていました。そのサイトは、librahack.jpで「起訴猶予になりました」という説明が出た翌日に、「本日を持ちまして終了します」というメッセージを出してサービスを中止していました。そのサイトには、どんなことをなさっていたかが詳しく書かれています。それは中川さんとまったく同じものでした。

杉並区もMDISなのですが、MDISの図書館システムは、新着図書のページが数ヶ月分まとめて表示されるようになっています。これでは、毎日「今日なにが入ったかな」と見てみても、一目ではわからないんですね。昨日から今日はどこが変わったんだろうと、一つずつ見比べる必要があるわけです。でも、実際にそんなことはやってもらえません。

そんなとき、ちょっとしたプログラムを作る能力を持っている人であれば、誰でも思いつくことがあります。毎日

のデータを取得して、前日の内容と比較して差分をとれば、今日なにが入ったかがわかるということです。そのことがまさに、このサイトに書いてあります。

この方は、本当に中川さんと同じことをやっていたわけですから、そうとうびっくりされただろうと思います。この方の場合、不具合が出なかったのは、杉並区の図書館システムが新型のもので、先ほど説明した欠陥がなかったからです。こんなことをやっていたら日本のウェブの進歩が止まってしまいます。これは重大な社会問題です。

•重大な萎縮効果

(Wikipedia「萎縮効果」冒頭より引用)
萎縮効果(いしゆくこうか、英: chilling effect)とは、刑罰や規制を定める法令の文言が不明確であったり過度に広範であるため、その法令の適用を恐れて、本来自由に行いうる表現や行為が差し控えられること。萎縮効果の影響により自主規制が行われると、実質的に表現の自由が阻害されることがある。

- 既に萎縮が生じている
- 自分もクローラを動かしていたがやめたという多くの声
- 本件ケースとほぼ同様のサービスを提供していた人がいたが、6月にこの件を知って中止していた。

ウェブの常識として 認知されるべきこと

市民の中には、図書館のシステムが使いにくいからどうにかしてほしいと意見を出したり、あるいは自分でできそうだと思って、自ら動いている人たちがいます。ところが今回の事件によって、自分から解決したいという思いや気持ちが削がれてしまったわけです。逮捕されるかもしれないとなれば、当然そうなるでしょう。見ざる言わざるで、何もしないのが安全ですから。

ところが6月の時点で、愛知県警は市民からの問いに対してこんなふう言ってるんです。「今日のネットは、ネットに詳しい人だけでなく一般の人参加しているんだ。そういう人たちが困るじゃないか」と。つまり、「詳しい人たちだけが、やっていいからといって好き勝手にやってはいけない」みたいなことを言っているのです。

でもそのサーバーを設置したのは業者なわけです。業者というのは当然一

般の人ではありません。エンジニアがやっています。ウェブのエンジニアにとって、インターネットでウェブに参加する以上、そのようなことは常識です。中川さんのクローリングは当然やってよいことで、もしそういう状況が不都合なら、サイト側が対処するしかないのです。そのことを常識にしないといけないのです。

聞く耳さえあれば起きなかったはず

最後に、もう一つの論点として、図書館の対応について話しておきたいと思います。最初の段階で、被害届を出してしまったのはしかたがないと思います。しかしその後の対応に問題がありました。

最初の逮捕報道の直後に、私は図書館に電話をしました。私だけではなく、数人が電話していたみたいですが、職員は一切何もこちらの言うことを聞き入れてくれませんでした。

今回の事件について、討論会の場やTwitterなどで図書館関係の方から「どうすればよかったのか」と聞かれました。「図書館はどういう常識を持っているといけないのでしょうか」「どんなITのスキルを身につければいいのでしょうか」と。しかし「こうすればオッケー」という簡単な答えがあるわけではありません。たまたま一つの方法を覚えたとしても、次から次となにか起きるでしょうから、そういうものはないのです。

それに対して私がお答えしたのは、「誰かからおかしくないですかと言われたときに、それどういうことですか?」と、聞く耳を持つということです。

もし岡崎市立図書館の担当の方にこの態度さえあれば、今回のことは起きなかったと思います。今回はそれがなかったということです。続きは、パネルの方でお話したいと思います。

誰がどうするべきだったか

【警察】

- 警察がこれを立件しないのが妥当
- 業界の相場観を把握して捜査に臨んで欲しい

【検察】

- 業界の相場を考慮する必要性を

【図書館】

- 何ができたか.....
- 少なくとも、電話で「おかしいのでは?」と言われたときに、聞く耳を持つ

基調講演2 これからの図書館が目指す道 — ネットもリアルも同じ利用者 —

江草由佳 (えぐさ ゆか)

国立教育政策研究所 教育研究情報センター 研究員

1998年に図書館情報大学卒業、2000年に図書館情報大学大学院図書館情報学研究科修士課程修了の後、2004年に筑波大学大学院図書館情報メディア研究科博士後期課程を修了。博士(情報学)。修了後、2005年4月から現職。図書館とシステムの関わりにも興味があり、Project Next-L や Code4Lib JAPAN などでも活動している。



ぜひとも伝えたいと思っていること

今日は、ぜひとも伝えたいメッセージがあります。特に、公共図書館の図書館員の方に伝えたいと思っています。それは「図書館のウェブサイトの利用も図書館利用者ですよ」ということです。

図書館の利用者のイメージというと、図書館に歩いてやってきて利用する人、という感じになると思います。でも図書館のウェブサイトを使う人も、図書館の利用者です。その違いは単に、図書館に来るか来ないかだけです。たとえば図書館が持っている本を使わなくても、そこに利用者はいるのです。このことを、ちょっと法律も出してお話してみたいと思います。

法律が定める図書館の目的とは

日本には、図書館法という法律があります。

図書館法

- ・第一章 総則
(この法律の目的)
- ・第一条 この法律は、社会教育法(昭和二十四年法律第二百七号)の精神に基き、図書館の設置及び運営に関して必要な事項を定め、その健全な発達を図り、もつて国民の教育と文化の発展に寄与することを目的とする。
- (定義)
- ・第二条 この法律において「図書館」とは、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設で、地方公共団体、日本赤十字社又は一般社団法人若しくは一般財団法人が設置するもの(学校に附属する図書館又は図書室を除く。)をいう。

それから法律ではないのですが、司書資格を取る人なら必ず一回は聴いたことがあるはずの、有名な言葉があります。これは、インドの図書館学者であるランガナータンという人の、「図書館学の5法則」というものです。

- ・ 図書は利用するためにある。
- ・ すべての人に求める図書を。
- ・ すべての図書に読者を。
- ・ 図書を求める人の時間を節約せよ。
- ・ 図書館は成長する有機体である。

ここでも強調したいのは、図書館の目的です。ランガナータンの言葉を借りれば「すべての人に求める図書を」ということです。これを今の言葉で表現すれば、いわゆる情報です。つまり「すべての人に求める情報を」です。そして「情報を求める人の時間を節約せよ」ということです。これが図書館の目的なのです。

つまり、図書館が所蔵している本を使ったり、借りてもらうことは、図書館の目的そのものではなく、求める図書情報を届ける手助けをするということなのです。

「館」としての図書館以外の利用

現実には図書館の利用と言ったとき、まず出てくるのは「館」としての利用でしょう。それは、「館」に来て、座って、くつろいで本を読むということです。本を借りるのもそうだし、「あの、これ教えてください」と教えてもらって借りて読むということもあります。

そして、ウェブの図書館サービスがあります。建物は使わないけれど、図書館としては利用しているというもの

です。例えば、図書館に本があるかないかを調べるとか、お薦めの本のレビューがあるらしいからそれを見るということとです。

これは、どちらも図書館の利用といえるのではないかと、むしろ「いいましよう」というのが、私の考えです。つまり「館」にしる「ウェブ」にしる、図書館が提供しているサービスを利用して、実際に利用している人たちは等しく図書館の利用者なのですから、それについては差別しないということが大切だということとです。特に重要なのは意識です。今はその意識が欠けていることが多いのではないかと、私が懸念していることです。

具体的に、ウェブなどのいわゆる図書館に来て使わない図書館サービスとして、どんなものがあるのかをあげてみましょう。

まず、ウェブでの蔵書検索です。キーワードでの検索もありますね。それから、先ほどから何度か出ていますが、こういう本が入りましたよと教えてくれる新着図書情報。また、あるテーマに沿ってとか、注目もののレビューを載せるということもあります。

あとはレファレンスといって、わからないことがあることを図書館の人に調べてもらうサービスの事例紹介などもあります。レファレンスについては、別に物理的に館に来なくても、電話であるとかメールであるとか、日本ではちょっとないですけど、アメリカなどではチャット形式で教えてもらうこともできます。

こういうサービスを利用するのが「非来館型」の、つまり館としての図書館には来ないけれど、図書館サービスを使っているという状態です。

図書館だからできるウェブサービス

では、具体的に日本の公共図書館がウェブで行っている図書館サービスの例を紹介してみましょう。

一つ目、「**新着雑誌記事速報**」というのを、**ゆうき図書館**が出しています。この図書館が定期的に購読している雑誌の記事の目次が、定期的に更新されて見られるようになっているサイトです。購読している雑誌のリストをクリックすると、目次が見えるようになっています。

それから、**市川市立図書館**は「**情報源リンク集**」というものを作成しています。この図書館では、調べものに役立つサイトやレファレンス業務に活用できるサイトを収集して、インターネットの情報資源として整理して提供しています。例えば「**園芸**」をクリックすると、関連サイトのタイトルが並んだページが表示されます。そこにはちょっとした説明もついています。ここでタイトルをクリックすると、目的のサイトに飛ばようになっています。図書館らしく、本と同様に図書分類からサイトにたどれるようになっていて、とても便利です。

横芝光図書館では、毎日数社の新聞をチェックして、その新聞に出てくるすべての本をサイトにあげて、所蔵しているものにはマークをつけています。新聞読んでいて「この本いいな」と思ったなら、ここ行ってすぐに借りることができるわけです。サイトの中には、利用者IDを入れるだけで予約できる仕組みもあります。もちろん、本を買いたい人は自分で買えばいいわけで、別に本を借りなくても見ただけで役に立つものです。

福井県立図書館には「**レファレンス事例集**」があります。ときには同じことを尋ねられることもありますから、それを集めて、最新のレファレンス事例として提供しているわけです。

同じく福井県立図書館で、「**覚え間違いタイトル集**」というのがあります。例えば、「いやあ、あの、この間のテレビに出てた、えーとなんだったかな？ 白い大地の伝説っていうんだけど。たしかシベリアが舞台の」なんて質問をされたのが、実は『**不毛地帯**』だった、なんていうことがよくあるそうです。そういう事例をどんどんためて公開しています。

さいたま市立図書館では、図書館に

行かなくてもよいレファレンスサービスを提供しています。ウェブ上にフォームがあり、必要な情報を入力したら答えてくれます。また、**山中湖情報創造館**という名前がついている図書館が、所蔵する古い写真をデジタル化して公開しています。これなどまさに図書館に行かなくてよいサービスです。サイトを開いて、見ればいいわけです。

図書館の目的は、教養・調査・研究に資することですから、求める方の手助けになれば、こんなふうにウェブで完結するサービスもいいのではないかと思います。

公共図書館の Web の図書館サービス例

- ・新着雑誌記事速報 (ゆうき図書館)
http://lib-yuki.city.yuki.lg.jp/room_ad/sokuhou/main.html
- ・情報源リンク集 (市川市立図書館)
http://www.city.ichikawa.lg.jp/library/info/index.html
- ・新聞掲載図書情報 (横芝光図書館)
http://www.library.yokoshibahikari.chiba.jp/
- ・レファレンス事例集 (福井県立図書館)
http://www.library.pref.fukui.jp/reference/reference_top.html#jirei
- ・覚え間違いタイトル集 (福井県立図書館)
http://www.library.pref.fukui.jp/reference/mosikasite.html
- ・Web レファレンス受付 (さいたま市立図書館) http://www.lib.city.saitama.jp/service/reference/
- ・写真のデジタルアーカイブ (山中湖情報創造館) http://www.lib-yamanakako.jp/archives/archives.html

図書館のデジタル化支援への取り組み

私は「**Code4Lib JAPAN(コードフォーリブ・ジャパン)**」という活動をやっています。今お話ししたような、図書館のウェブサービスの活性化や、今回のような事件が起きないようにするための布石を打つ活動です。

また、ICT に明るい図書館作りを全国に広めたいとも思っています。ICT というのは、インフォメーション・コミュニケーション・テクノロジーの略です。まず、ICT を担う人材づくりをやりましょうということで、図書館関係者に向けて ICT 研修をやっています。例えば、ウェブのログファイルを読んで解析するというテーマで、ログの見方などを学んでいただきました。

それから図書館 ICT についてのネットワークの構築ですね。Code4Lib

JAPAN が支援することで、気軽に相談できる仲間や、専門家に相談できる環境づくりが作れるといいな、と考えています。

それから図書館 ICT 関連の提言も行っています。図書館共通の API の提言などを通じて、ウェブの発展に柔軟に対応するとともに、図書館システムの環境構築が支援できたらいいなと思っています。

図書館員による図書館システム作り

それからもう一つ。「**Next-L(ネクストエル)**」というプロジェクトにも関わっています。これは、次世代図書館システムのプロジェクトです。

実は、図書館システムというものは、現実には図書館員の手が届くところにはないんです。なにか遠い雲の上にあるような存在なんですね。それを図書館員の手に取り戻したいんです。

今回の話にも関連するんですが、「やっぱり図書館システムってちょっとひどいよね。これなんとかしたいよね」と思っている人はいるんです。そういう有志が集まって「とにかくまともな図書館システムを図書館員や図書館関係者の手でつくろうじゃないか」ということで動いています。全国の図書館員や図書館関係者の有志が集まって、理想的なまともな図書館システムの仕様書を作成しようというプロジェクトでしたが、今は『**Enju(エンジュ)**』というオープンソースの図書館システムの開発につながっています。これはすでにある程度動くものができていて、いくつか導入館が出てきはじめています。

まず意識を改めることが第一歩

最後にあらためて、私からのメッセージを繰り返しておきます。それは「館での図書館サービスも大事だけれど、同様にウェブのサービスも大事である」ということです。そして「館を訪れる利用者だけでなく、ウェブサイトを訪れる利用者もいて、どちらも等しく図書館利用者であるという、この意識が重要だ」といことです。

もしこの意識がちゃんとしていれば、ひょっとしたら今回の事件は起きなかったのではないかと思います。もちろん意識だけじゃだめなんですけど、まずはそれが第一歩、と考えています。

パネルディスカッション

ネット時代の情報拠点としての図書館 —— “Librahack” 事件から考える

高木浩光

江草由佳

榎本康宏 (えのもと やすひろ)

(有)情報空間 代表取締役

岡崎市を拠点に、地域密着型のISP「三河インターネットサービス」を運営。愛知県インターネットサービスプロバイダ防犯連絡協議会(AISP)理事、愛知教育大学非常勤講師。

戸松恵美 (とまつ えみ)

りぶらサポータークラブ事務局

りぶらの建設に市民サイドからアプローチした「岡崎図書館を考える会」に参加。その後サポータークラブの前身となる「おかざき図書館倶楽部」に参加。岡崎図書館未来企画代表。自宅にて私設図書館「かばやま文庫」を運営。

戸松啓二 (とまつ けいじ) 〈司会〉

りぶらサポータークラブ顧問

デルター(株)の代表取締役。岡崎図書館未来企画スタッフ。



パネルディスカッションの準備

基調講演が終わり、パネルディスカッションに移る間に、来場者の皆様に「パネルディスカッションで取り上げてほしいこと」について意見を求めました。

① インターネット上でかなり盛り上がっていた事件ですが、岡崎の図書館の方とか市民の反応が見えないところがありました。現場サイドやサポーター、そして一般利用者の方の、この事件に対する受け止め方などが聞けたらと思っています。

② 高木先生に伺いたいと思います。まず、今回の“Librahack 事件”で「大団円を迎えるはずだった」ということですが、どういった形を想定されていたか。

③ 海外や他の市町村からみても興味深い事件です。でも、行政区という線引きもあるわけで、市民と市の外に向かうものという2つの流れについて、なにか基準としていることがあれば、お話しいただければと思います。

④ 私は今、近代史についていろいろ調べものをしています。国会図書館の資料など、どこまで電子化が進んでいて、図

書の専門家の方から見て、いつごろ、どの程度のものが、ごく普通の利用者からアクセスできるようになるのか。そのタイムスケジュール的なものについてご説明いただければと思います。

パネルディスカッション

① 事件が起きていた頃、りぶらはどんな雰囲気だったのか

戸松(恵美) 最初にこの問題を、未来企画で取り上げてはどうかと教えてください。ださったのが榎本さんです。榎本さんの会社が、LSCのHPのプロバイダーで、8月21日の朝日新聞の報道があったときに、普段は50件くらいしかないアクセスが、2,000件もあったことを伝えてくれました。同時に、ネット上で大きな問題になっていることも伺い、びっくりしました。

そして9月1日に図書館のホームページに公式見解がでたときに、また2,000件くらいのアクセスがありました。そのときに、このネット上の騒ぎが図書館の職員にどれくらい伝わっているかが気になって尋ねてみました。すると「え、そうなの？」という反応で、これはもう少し踏み込んだアプローチをしないといけないかなと思いました。そこで、図書館長と担当職員の方と、

榎本さんと顧問と私の3人で話をする機会を持つことになりました。そこで、未来企画としてこうした勉強会をやらせていただきたいという申し出をして、今日のこの場を持つことになりました。

榎本 最初はしばらく様子を見ていて、8月21日には朝日新聞の記事が出て、ここでけりがつくのかなと思っていましたが、9月1日の岡崎図書館の公式見解が出て、ここまでこじれてしまうとまずいぞと感じました。それまでは、あまりにもツイッター上の議論が熱くて、下手に手を出すとやけどするなと思ったので静観していた、というのがいつわらざる心境です。

司会 私の方からも、少し補足しておきます。実際に図書館に来て館内を歩いていても、事件や報道があったというように、なにか大きく空気がかわっていることはありませんでした。いつも通りの図書館で、いつも通りの皆さんの利用というのが現実的なところですよ。

② 高木氏が思い描いていた大団円とは、いかなるものだったのか

高木 図書館あるいは岡崎市に、被害届を取り下げただけを目標にしていました。私は9月に中川さんと

お目にかかっています。そして主任さんを含む3人で、夜遅くまで話をしました。

その中で、釈放されたときの警察の対応についての話ができました。彼は警察から釈放されるときに、警部補から「君は図書館には謝りに行かなくていいから、かわりに俺が伝えておくから」と言われたそうです。それで図書館へ行かなかったそうなのですが、その警察官は図書館には何も伝えておらず、図書館では、謝りにも来ないのかと想像していたということでした。

その後10月に、中川さんは図書館長と面会をしています。これはすでに報道にでていますが、そして、行き違いによるわだかまりについては、実際にお目にかかって会談されたことで、お互いに解決しています。

ところが中川さんには、個人の問題で終わらせてはいけない別の気持ちがありました。今回たまたま自分が関わった出来事でしたが、他のエンジニアにも迷惑がかかってしまうのではないかという思いです。それが被害届の取り下げということです。どうにか今日までに間に合えばと思っていましたが、間に合いませんでした。

戸松 被害届の取り下げについては、少し前に中川さんから、りぶらサポータークラブに問い合わせをいただいて、今週の初めに、りぶらで中川さんと代表と顧問と私の4人でお会いしました。お話を伺って、すぐその場で提出する書類を書きいただきました。

サポータークラブの役目の一つに、利用者と行政をつなぐということがあります。実際に被害届の取り下げにつながるかどうかはわかりませんが、利用者である中川さんの声を伝えるという立場で、書類をお届けしています。

司会 代表と私と2人で、まず館長さんにお会いしました。そして、こういう形でお預かりしていますと、中川さんに書いていただいた書類をお届けしました。その後、市長さんの方にもお持ちしました。市長さん宛のものは、秘書課長さんと面談の上で、秘書課を通して渡していただいています。

中川さんは、とても穏やかな、真面目で清潔感のある方でした。想定して

いた大団円は、被害届の取り下げということだったようですが、とにかくひとつずつ、いろんなことが良い方に進んでくれるといいなと思います。



榎本 被害届を取り下げることで、この事件については、一旦はおさまると思いますが、それだけでは第2、第3の逮捕者が出る恐れがあると思っています。私は日頃、ISPのサポート業務をやっていますが、そこでよく耳にするのが「インターネットのことはわからないから、自分がやりたいことだけ教えてくれ」というご要望です。

今回、顧問や事務局の方と一緒に図書館の方にお会いしたときにも、図書館の方から「インターネットは難しいからわからない」と言われて、それがすごく印象的でした。図書館の方というお話をする中で、私は一つの質問をしました。それは「図書館のウェブシステムを作るときに、何人まではアクセスしても大丈夫っていう仕様は決めてあったんですか？」ということです。返ってきた答えは「そんなこと全然考えていませんでした」というものでした。

たぶん直近の原因というのは、そういうところにあるんだと思います。例えばそこに「100件まで」などの具体的なラインがあれば、こういう問題は起きなかったでしょう。しかし現実、それを決めることの重要性がまったくわかっていなかったわけです。

今回の事件は、この「インターネットって難しいよね」ということが社会に浸透した結果、起きたものだと思います。実際にこの事件では、本来は機能するはずのいくつかのチェック機能が働いていないという印象があります。

まず図書館。そしてシステムを作ったMDISさん。次に警察・検察・裁判所、そして報道ですね。今回の件についてはすべての機関のチェックをすり

抜けてしまっています。つまり「インターネットって難しいよね」ということが浸透した結果、「誰かがやってくれるはず」と思って下駄を預けたことで、チェックをすり抜けてしまったのではないかと、ということです。

実際に、プロバイダのサポート業務をしていて一番印象に残るのは「知らない」ということをふりかざすお客様が増えているということです。当然のように「俺は知らないから教えるよ」と言われます。「俺は知らないからいいんだ」が常識化した状態というのが、インターネットを巡る社会環境なのではないかと思っています。

③ 欧米でもエンジニアが逮捕され、有罪になった事件がある

高木 業務妨害というのが他の国の法律でどうなっているのか、把握はしていません。エンジニアが、通常は違法と考えないことをやったにもかかわらず、逮捕されてしまった事例です。でも、まったく今回のケースと同じようなことがあるかということについては、聞いたことはありません。もう少し調べないといけないなと思っています。

江草 高木さんの発表の中にもありましたが、ウェブにあげたからには覚悟を決めて、ある程度自衛するというのが、ウェブサービスをするうえで持たなければならない常識だと思います。例えば、あまりにもアクセスが来たら「ごめんね。後からアクセスしてね」という仕組みを仕掛けておくとか、図書館のホームページに「すいません。最近システム的にトラブルが起きています。心当たりのある方は図書館までお知らせください」というお知らせを出すとか、まず、それが一つの答です。

今回は、誰だかはわからないけれど、どうもこれっぽいというIPアドレスは特定できていたと思います。今回も中川さんがやめてくれれば、低空飛行で次のシステム更新まで保ったかもしれません。

それが良かったかどうかは別としても、逮捕はされなかったはずですが、だからそういう所に対してお知らせをするってことです。

戸松 さっき江草さんが紹介してくだ

さった、便利な図書館のインフォメーションなどは岡崎にはありませんが、サポータークラブで作ろうと思ったらできるかもしれません。もし私にプログラムを書く技術があったら、中川さんと同じことをしていたかもしれない、とも思います。だから私が逮捕されてたかもしれないわけで、決して他人事ではないと思っています。

それから、サポータークラブとして、情報誌を作ったりホームページに情報を掲載しています。これに対して、いろいろ言うてくださる方たちもいらっしゃいます。今回のフォーラムのチラシの内容についても、細かいご指摘をいただきました。そういうことから、改めて、情報を出す側の責任ということ意識するようになりました。

④ 電子化される図書館の未来と、そのタイムジュール

江草 たしか国立国会図書館には昨年、大きな予算がついて、1980年代くらいまでの電子化はやるという話には表に出ています。対象は巻物のようなものでなく、いわゆる普通の図書の電子化です。ただどのように公開するかというスケジュールについては公表されていないと思います。スケジュールが外に出せるレベルになるまでには時間がかかると思います。

高木 素人考えでの質問ですが、資料が電子化されると、図書館はひとつでよくなってしまふという話はないのでしょうか。全部電子化されていけば、ネット経由でどこかにデータがあればいいわけで、各地の図書館が不要になったりはしませんか。

江草 千年後の未来はわかりませんが、私たちが生きている間はないと思います。なぜなら、未だに紙に勝るメディアがないからです。パソコンは電気があるし、PDFという電子ファイルのフォーマットが、何十年先にも見られる保証はありません。

中川さんがやったクロールと同じ「カーリル」というサービスがあるらしい

司会 よく似た案件としてカーリルのことが出ました。「カーリルって何？」と思っている方がかなりいらっしゃいます。

ます。ご当人にご説明をお願いします。

吉本 カーリルを作っているノートインク (NOTA Inc.) のエンジニアをやっています。私たちは、全国 5,500 の図書館に対して、快適にアクセスするためのプログラムを作っています。中川さんから図書館へアクセスがあったのとほぼ同時期に、サービスを開始しています。

通常、図書館の検索サイトというと、書名や著者名といった項目がいっぱい並んでいて、どう検索していいかわからないところが多いのですが、カーリルは複数の図書館の蔵書から、自分の探したい本をまとめて検索できるというサービスです。

ちなみに、一般的な図書館のサイトでは、その図書館の蔵書しか検索できませんが、図書館との連携も増えています。例えば岡崎市立中央図書館と連携すれば、岡崎市では貸し出し中だけれど隣の市の図書館にあるという情報を提供することもできるようになります。

高木 先ほど講演で触れましたが、カーリルさんが3月にサービスを開始する際に、一部の図書館で障害が発生してしまったが、図書館とカーリルさんの間で、ちゃんと連絡がとられて、ことなきを得たと伺っています。

本人が語るカーリルが引き起こした朝霞市図書館業務停止事件？

吉本 朝霞市の図書館であったことです。私たちがサービスを開始する直前に、こちらからのアクセスが拒否されたことに気がつきました。実はそのとき、図書館がどうなっているかは知りませんでした。ともかくアクセス拒否を検出したので「なぜ拒否をされましたか？」というメールを送らせていただきました。

これに対して図書館からは返事はなかったのですが、すぐにシステムを担当の NEC さんから、プロバイダを通じて連絡が入りました。「アクセスがたくさんきて困っている。どういう理由でアクセスしているか教えてほしい」というものでしたが、翌日には会って協議をしました。

実際に図書館で何が起きていたかという、まず館内システムが止まって

業務が停止していました。そして半日くらい休館になりました。妨害レベルで言えばはるかに深刻で、サービスの停止時間も、中川さんの件にくらべて長かったということです。

NEC さんによれば、アクセスの量の問題ではなかったようです。それよりも8時間とか10時間、継続的に連続してアクセスされると、メモリの解放ができなくなるというお話でした。現在は朝霞市さんも対応していただいていますし、そのときもちゃんと復旧しています。

最終的に、この件の落としどころは次のようなものになりました。「技術的なことは進歩によって変わっていく。今回はそうした進歩の狭間で起きた問題である。だから図書館システムの不具合ではないし、カーリルさんも悪くない。つまり、だれも悪くない」というものです。

この件は新聞に出た関係で、議員さんや市長さんにも話が行っているし、それなりの説明をする必要があったとお聞きしています。

高木 そのお話をうかがって思うのは、企業対企業なら、すんなり交渉も進むのかなあということです。問題は、相手個人だったとき、どうなるのかですね。もっとも、岡崎のケースでは、個人か企業かわからない段階から、警察は「これは事件にできる」と図書館に話を持ってきているので、初めから個人をターゲットにされたわけでもないのしょうけれど、その後の展開を見ると、やはり個人は弱いなあと思います。

私が岡崎署に電話して「みんながおかしいって言ってますよ」と告げたとき、電話に出たのは、調書を取っていた担当の警部補で、非常に優しい語り口の方でした。彼は「ご懸念はわかるけれども、会社でやってることを警察が逮捕するようなことはありませんから大丈夫ですよ」と言われました。

私は、「犯罪であるかどうかは、個人か企業かは関係ないでしょう」と言い返しました。もうちょっと上手く突っ込めばよかったと悔やんでいますが、結局、警察としては、企業相手だと面倒なことになるからやらないけれども、個人だったらやっちゃえばいいということなんでしょうかね。

吉本 まさに私も、岡崎市の図書館に

同じ問い合わせをしました。「うちはいいの？」と。そしたら「御社は会社なのでいいです」と言われました。私も「それはおかしいんじゃないか」という話をさせていただきました。でも折り合わずに終わってしまいました。

戸松 その、個人と組織のことですが、市民活動をやっていて、個人の方から受ける相談が一番多いのが、そのことです。個人で市に訴えても、なにも聞いてくれないと。それを市に伝えると「5人以上（岡崎市民はそのうち1名）いれば活動団体として登録できるので、まずそうしてほしい」と言われます。登録すれば、活動団体として認めるといわけです。そういうシステムの上で、市という組織は動いているという現状があります。

そもそもインターネットの基盤は、相互の信頼を前提とした実験の場

高木 インターネットというのは、すべてのことが実験から始まるものなのです。最初からサービスを公開するわけではなくて、まず個人が実験やテストをしてみて、新しいおもしろいことが発明できそうだという手応えを感じたところから開発が進んでいきます。

今回はその段階でくじかれてしまったというのが問題なのです。そのあたりのことを、警察の方はわかりではありません。そして今のお話ですと、図書館の方も理解されているのか怪しいなという感じがします。

榎本 今、高木先生がおっしゃったように、まず、インターネットそのものが実験です。インターネットとは、相互接続されたネットワークの集合体です。重要なのは「相互接続」ということです。だからそれぞれが自律的に働くというのは前提条件なのです。

インターネットの定義に立ち戻って、自分がどう責任をとるのかというところで行動していれば、事件は防げたという思いは、かなり強いものとしてあります。そうした視点からすると、企業だから責任を持てるからいいとか、個人は責任を持ってないから法律でしばりましょう、ということの意味がありません。企業でも個人でも、それぞれがネットの発展に寄与するという目的

で、自律的に参加するということに変わりはないはずですよ。

あともう一点、判断を外に預けてしまうという実例を挙げておきます。仕事で、迷惑メールとかフィッシング詐欺などの相談をよく受けます。話を聞くと、単に不正請求のメールが来ているだけなので「それは無視して大丈夫ですよ、捨ててください」と答えるのですが、相手の不安はなかなか払拭されません。

「もしこれで請求来たらどうするんだ」と、食い下がられることがほとんどです。そんなとき「愛知県警の生活安全課の方に相談窓口がありますから、そちらで相談してみてください。同じこと言われますから」と言うと納得していただけます。

どこかの権威ある方がそうですよと言うと納得すると、いう傾向があります。こんなふうに、判断が自分の外にあるという方はかなり多いと思います。インターネットはアメリカで発展したという経緯もありますので、それぞれの参加者が自分の判断をきちっとするということを大前提としています。しかし日本は、その部分がかかなり弱いということ、一連の事件を見て思っています。

新聞報道と警察の動きについて 気になってしまったこと

榎本 それから、気になっているのが新聞報道です。新聞記事にも、いろんな載せ方があると思います。怪しいと思ったら実名を隠すことも出来るし、専門家のコメントとして、違う視点を示すことでセーフガードをかけることだって出来たはずですよ。ましてや大手新聞社なら自社サイトを持っているはずで、そこに「3万回って大量なの？」と確認すれば、なにかわかったのではないかという気がします。

大手新聞には、権力の監視機関という意識があるはずですよ。だから大本営発表をそのまま流すようなことはしてほしくありませんでした。自社の取材に基づいてきちんと記事を作るという、本来の役割を果たして欲しかったなと思います。

今回、こういったフォーラムの企画をお願いしたのは、一人でも多くの人とこうした問題を共有したいと思った

からです。どうやってきちんとした常識を伝えていくのか？ そのために、一人ひとりが「では自分はどうしたらいいんだろう」と考えていただくきっかけになればいいなと思っています。

高木 今のマスコミの話ですが、あれは警察が発表したものを「速報」として出してるんだと思います。実名を出さずかどうかはともかくとして、あれが出ていなかったら、我々も「おかしいじゃないか」という声はあげられなかったわけで、速報としては出す必要はあったと思います。

警察はホントに何も考えないで、迷いなく逮捕して発表したという感じですよ。岡崎署も県警本部も、なんの微妙さもなく犯罪だと思い込んでいたんでしょね。そのわりには大きいニュースとも思っていなかった。それがちょっと理解しきれないというか、不思議です。

図書館員が相談しやすい人の ネット環境があったら……

江草 これからどうやって防いでいくのかということについては、とてもむずかしいと思っています。Code4Lib JAPANで研修を行ったときは、ほぼ全員が図書館の方で、大半の人が岡崎の事件を知っていて「ヤバイ！うちに来たら同じことやるかも」という感じでした。

まるでわらをもすがる思いで「どうしたらいいですか!?!」「今知りたいんです!」という思いでいらしてました。でも一日研修のワークショップでは、基本的なことしかできません。結論らしいものとして共有できたのは「やっぱり相談しようよ」ということでした。

ただ、相談をするにしても、しやすい環境というものがあると思っています。岡崎でも、サポーターという身近な組織があって、中にはITに詳しい方がいるということも伝わっていたようですが、実際には相談はなかったようです。

もちろん図書館員自身が、恥ずかしがらずに相談することも大事ですが、相談しやすい環境を作るのも大事だと思います。私は、図書館員同士なら相談しやすいと思っています。今の図書館を巡る状況では、図書館ごとにシステムライブラリアンを置くことはできません。だからまず、図書館員でコンピューターに強い人を何人か作って、

人と人のネットワークを作れば、相談しやすい環境ができるかもしれない。

戸松 図書館には、図書館協議会という設置義務のある会があるのですが、その中にIT関連の専門の人がいるといいなと思います。メンバーをきちんと選出して、もっと機能するようにしたらよいと思います。

司会 実は私も、ウェブ系の会社をやっている、社内のプログラマーは学校でも教えているので「似たようなプログラムを演習なんかで作ることもあるんじゃないの?」と尋ねたところ「あり得る。僕も捕まりますよ」と言っていました。ネットが、公開された実験場だということは、日常的な感覚なのです。

それから今回のことを含めて、これまでITに関する相談を受けたことはありませんでした。積極的なアプローチをしていたわけではないので、相談をいただけなかった責任の一旦は自分にもあると思っています。

市民ボランティアがシステムを作る 未来だってある

戸松 そもそもサポータークラブを立ち上げたのは、ハコモノとしての図書館ができたあと、どうやって中身を充実させるのか、ということを考えてからです。ただ、システムに関するサポートもやるとなると、専門的だから荷が重いという感覚はあります。

高木 将来的には、ボランティアが図書館システムの設計に参画していくことがあってよいと思います。りぶらでは、建物のデザインや施設の全体設計にボランティアが関わったと伺っていますし、それと同様に、情報システムの設計に関わることもあり得るのではないのでしょうか。

プログラムを作るというのは、そんなに難しいことではありません。ヨーロッパには、アーキテクト(建築家)という人たちがいて、医者と同じくらいのステイタスを持っています。一方、日本には、建築士という資格はあっても、建築家という定義はありません。図書館のような公共の情報システムを作るのなら、そういうソフトウェアアーキテクトみたいな人がいて、図書館シ

ステムをデザインするみたいなやり方はできないものかなあと思ったりします。

一方現実とはいうと、ITゼネコンと呼ばれるベンダーは全く別のやり方をしています。実際にプログラムのコードを書くのは、下請けか孫請け、あるいは技術力の低い社員を使っています。このやり方は、とてもお金がかかります。実験的な技術開発をやっている研究系のエンジニアや先端のベンチャーからすると、全然違うもの作りに見えます。お金ばかりかかって全くもって無駄です。

ただし、注意したいのは、ソフトウェアを設計することと、それを運用することはまったく別だということです。運用は、まさに図書館は個人情報扱いますから、厳密さ、厳格さが重要です。そうした定型業務こそITゼネコンみたいなところが得意なはずなので、十分なお金を保守業務に支払ってしっかりと職務をまっとうしていただく、というわりに今回、個人情報がダダ漏れだったり、本当にそれでいけるのかわかりませんが、そういうモデルが可能ではないかと思っています。

現状は、設計も実装も保守も、全然違う性格の仕事を、一手にITゼネコンが請け負っています。そこにはアーキテクトがいません。すると、使いやすい良いものを作ろうという熱意のない、嫌々日々の業務をこなしているような作業員が設計して作ることになります。どうしてもデザインや設計が昔風だったり、とにかく製品に愛がないのです。心のこもったシステムは生まれません。

Next-Lが挑むオープンソースな 図書館システム

江草 だからこそNext-Lができたと言えます。メンバーは、図書館を愛していて、図書館が大好きで、ぜひともシステムによくなってほしいという思いを持っています。つまり、システムを図書館の手に取り戻したいのです。

私は、図書館システムをボランティア団体が作るというのは、ありだと思います。実際に、そういうモデルもあります。まず、こういうのがほしいんだっていう優秀な人たちが、ボランティアでシステムを作ります。それを「こ

ういう仕組みでできています。こうやれば動きますよ」と、中身もやり方も公開した状態で提供します。

運用については、自由にしてもらっていいし、運用する会社がお金をとっていいのです。私たちは、これを図書館にそのまま導入できたらいいなと思って、実際にそのための活動もしています。

榎本 普通ソフトというのは、中身を見ることができません。皆さんは、動きを使ってるだけです。オープンソースの「オープン」というのは、その中身を自分勝手に見たり触ったりできるように公開していることを意味しています。

そして、なにがオープンされているかということ、ソフトの元、つまりソースです。公開されたソフトの元を見ることができなのが「オープンソース」ということです。要するに、買うだけのソフトじゃなくて、自分で手が入れられる、中を見て確認が出来るソフトウェアだと思ってください。



オープンソースの導入に関する 現実的な課題と可能性

榎本 オープンソースについて、なかなか導入が進まない理由として、自分たちでよし悪しの判断ができないということがあります。担当者が非常にクレーバーで、オープンソースについて自分の判断で評価ができて、これならいけるぞという感覚をお持ちの方でないと、導入には踏み切れません。

その結果、江草先生がおっしゃっていたように、どこかのやっとうまくいっている事例を探してくるようになります。例えば、会津市役所がオープンソースのOpenOffice(オープンオフィス)をどんどん採用しています。マイクロソフトのウィンドウズと決別するんだとがんばっていて、この試みはとても注目されています。いろんな苦労があると聞いていますが、価値のある取り

組みだと思えます。

企業の中でも、奮闘している人はいます。私たちは長い間、ウェブサイトを作ったり運営するときに、オープンソースだけでやってきていますが、「それって誰が保証してくれるの？ベンダーさんのどこが保証するの？」と言われます。「マイクロソフトじゃないの？じゃあやめとくね」と、門前払いのようになる商談もかなりあります。

だから末端のユーザーを含めて、意識をどう変えるのかが大きな問題です。実績作りということもありますが、インターネットの醍醐味は、初物をさわることにあるわけで、その開拓性がそもそもの成り立ちです。手堅さと新しさをどう折り合わせていくのか、ということです。

江草 そういう意味での解決策の一つとしてあるのが、Red Hat 風のモデルに基づく、オープンソースの図書館システムを作ることで、とにかく Next-L ではそれをやろうとしています。

司会 ところで、オープンソース化されて、監視体制が出来ていく中で、セキュリティ的に気を配らなくちゃいけないところが生まれたりしないのでしょうか。セキュリティの専門家として、高木さんどうですか？

高木 それはむしろ、オープンソースということで、みんながチェックして、問題はないと確認されている方が、セキュリティは高いと考えることができますね。誰も見なければやっぱり穴だらけということもあるので、ただ公開していればいいというわけではありません。マイナーなものだと放置されるかもということはありませんね。

戸松 現実的には、図書館に来ている人にとって、システムのことは自分の興味の外にあるという感じがします。LSC の HP の閲覧数はすごく少ないし、りぶらの HP を見てイベントを知ったという人も少ないのです。だいたいの岡崎市民は、回覧板と一緒に配られる「市政だより」という広報誌から情報を得ているのが現状です。HP の情報は、あまり重要視されていません。

だから、この問題があったときも、

市民は全然関心がないと思っていました。同時に、なんでだろうという気持ちもあって、そんな中で今日ここにいる人の半数が市民だと知って、とてもうれしく感じています。こういうことを機会にして、なにか市民意識の向上というか、アピールできればいいなと思っています。

市内在住の個人事業エンジニアさんのとても生々しいお話

伊与田 フリーランスでエンジニアをしています。しばらく市外に出ていて、岡崎には2年前に戻ってきました。

岡崎に引っ越してきてすぐに、図書館のウェブサイトを見ました。試しに「吉川英治」を検索したのですが、しばらく応答がなくて、他の用事を済ませて戻ってきたら結果が出ていました。そのとき僕は「これは使わないぞ」と決めました。下手なことをして障害でも起こしたら、何を言われるかわからないぞと思ったからです。

本来、ウェブサイトは使うとよいことがあるものです。ところがここには何をやってもメリットがない。たしかにウェブには実験的な意味合いがありますが、そこには負の側面もあります。皆さんがおっしゃっていたように、多くのエンジニアが「自分もそのクローラーを作っていたかもしれない」と思っていたようです。僕はなんとかスルーできましたが、かなり真剣にウェブをさわっていないと、その危険性はわからないだろうなと思います。

今回のパネルで僕が大事ななと思ったのは、会社だったら大丈夫という話です。例えばクローリングするときは、市民ボランティアみたいな団体を作っておいて、それでやればいいいわけです。これはライフハック的な対処療法ですが、警察もそれでいいと言っているんですよ。だからたとえば学校内でクローリングの実験をするときは、きちんと所定の手続きを踏んでクローリングをかければいいいのかな、なんて思いました。

高木 たしかにそういうふうに、気をつけるとよいポイントはいくつかありますが、それをやり始めると、だんだんそれがルールになっていってしまうのが心配です。ですから最初から、この事件でどこに気をつければよかった

のかということ、あえて言わないようにしてきました。ややもすると、それがルールになってしまうからです。

司書資格を取るためのカリキュラムで必要な人材は育つのか？

市民 私は今、ハローワークで仕事を探しながら、近畿大学で司書の資格を取る授業を受けています。その授業内容では、今回のことを止められる人材は育たないと思いました。情報や機器に関する授業は一つしかなくて、それを増やした方がいいという話も聞いていません。

これでは、近い将来を含めて、図書館内にちゃんと意見を言える人を置いたり、市役所の中で「ちょっと待て」とストップをかけるだけの知識を持った人を増やすのは難しいと思うのです。あの授業内容では、少なくとも司書に関しては不可能ではなかろうか、というのが私の感想なのですが、いかがでしょうか。

江草 カリキュラムについては、ちょうど今、切り替えがすすめられているはず。今年か来年か再来年という、3つに分かれると思いますが、少しはマシになっています。でも、劇的に変わるかわるわけではありません。

旧カリキュラムでは、とってもとらなくてよいオプションの科目として、「情報機器論」とかいう授業があって、そこでちょっとコンピュータのことを学ぶくらいです。新カリキュラムでは、必須のコンピューター系の科目でインターネットやサーチエンジンの仕組み、ウェブの仕組みなどを学びます。

やはり全体として問題意識はあるので、科目は増えてはいます。とはいえ、必須はこれが一つ確保された程度で、もう一つくらいオプションでとれるくらいだと思います。たかだが24単位とただで、いきなりプロになれるわけではありません。いみじくも司書という、自分で情報を調べられる資格を持つわけですから、そこから自分で成長しなさいというのが基本的な姿勢です。

榎本 私は、カリキュラムに下駄をあずけないほうがいいと思います。私は大学で、将来は先生になろうという人たちが必須で受ける、「情報教育入門」

という授業で非常勤講師をしています。

授業内容については、許可をいただいた上で、自分なりにアレンジをしています。しかし、学生からの評価はすこぶる悪い。「先生の講義は一番厳しい。他のクラスに合わせてください」とよく言われます。では、他のクラスが何をやっているかといえば、タイピングの練習を延々と何時間もやっているだけです。カリキュラムに期待にしても、待っている現実はこのようです。だから、自分で問題意識を持って、自分で調べて、自分で学んでいくしかないのです。

では、もし法律が整備されて、システムライブラリアンが配備されたらどうなるかといえば、それはそれで心配はあるのです。担当者がいるんだから、そこに行って聞けばいいという話になるわけですが、そうなると、今度は担当者が潰れてしまいます。

何度も繰り返しますが、今回の問題は「誰かに下駄を預ける」という、そもそものところをきちんとしないかぎり、治まりがつかないと思います。いろんなITに関わる矛盾が、少しも解決されないことの根っこは、ここにあるのではないかと思っています。だから、カリキュラムがないから勉強できませんでしただけというのではなく、問題に気づいた人から自分で学んでいただきたいですね。

もう一つ、今回の問題がとても象徴的なのは、江草先生がおっしゃったように「わからないことを検索して情報を得る」という図書館で起きたことです。わからないということについて、図書館の人が調べられなかったら、一般の人はどこでどう調べればいいんだということです。それが今回の事件の、とてもシンボリックなところだと思います。

ネットに関するホットな議論がリアルな「まち」の課題とつながる

天野 僕は、「岡崎まちそだてセンター・りた」という、まちづくりNPOに所属しています。りぶらの計画段階から、中間支援的な立場で、ワークショップなどに関わってきました。専門は住民参加による公園などの公共空間デザインなんですが、ウェブという仮想の公共空間と現実の公共空間との関係性や違いについて、考えながらお話を聞

いていました。

実際に、公園や広場、公共空間としての図書館について考えたとき、多くの人判断をよそに預けっぱなしにしていることが多いです。自分たちのまちのことなのに、やっていいことと悪いことについては、ルール化されたものをほとんど無条件に受け入れています。

苦情にも聞き入れるべきものと、そうでないものがあるにも関わらず、「あれはするな」「これはダメだ」という禁止のルールばかりが増えていってしまいます。何も出来ないということがルール化されていて、それが当然のように受け入れられているんです。

そして、そのルールに縛られて、空間の可能性がどんどん萎縮してしまう。新しいことが起こらない、想定内の出来事しか起こらないような空間は、何の魅力もありません。僕らもまちづくりをやっていく上で、その辺りを考えながら動いていく必要があると思いました。

江草 そういう意味では、図書館の利用者も意識を変えていく必要があると思います。欧米では、利用者とはいわずに「パトロン」と呼んでいます。つまり、支える人です。リアルの図書館でもウェブの図書館でも、図書館員と利用者が、ともに図書館を良くしていくんだという仲間意識を持るといいですね。

すべてを図書館員に任せて、提供されるサービスを使うだけでは、図書館サイドはつらくなっていくだけです。インターネットでは、自分も相互接続をする一員であるとか、お互いがネットワークを構成する同僚なんだという意識が必要です。それと同じ感覚が、これからの図書館にも必要だと思います。

高木 リアルの公共空間とウェブには、ひとつ大きな違いがあります。それは、ウェブがまだまだ発展の途中だということです。そしてもうひとつ、ウェブには常に、なにかしらの技術的な解決方法があります。

それなのに、しばしばその技術的な解決をしない人がいます。その人が「自分を守ってくれ」と、「自分のラインでルールを作ってくれ」と言い出すと、何も発展しなくなります。今回の件も

そうだと思います。

少し前まで「無断リンク禁止」という話題がありました。一時期、特に公共機関で流行りました。みんながうまくやっているところへ後からやって来た人が、何もわからないまま独自ルールを作って、自分たちの怠慢を外部のせいにしようとした。

どうも世の中にそういう傾向があるようです。より高度なケースを含め、技術で解決できるはずなのにやらない人が出てきてトラブルになるということは、今後も起きてくると思います。

それから、ウェブとリアルの違いとして、直接的には人が死んだり怪我をしないということもあります。そういう意味で、ウェブでのことで過失を罪に問うというのは筋違いです。今後も、現行法のまま行くべきだと思っています。



解決への意志と

中川さんの名誉回復アイデア

山田 僕も先ほどの天野君とおなじ、「NPOりた」でまちづくりやっています。そしておそらく、もっともITや情報から遠い人間です。話を聞いていても、ぜんぜんわかりません。ただ、なにか悲惨な事件が起きているようなので、なんとかしたいなと思って、ここにいます。

そこで皆さんに、3つほど質問をさせていただきたいんです。なぜ今日、ここに来たかということなんですが、どれでもいいので手を上げてください。

まず「事件の真相をしりたかった」という方。かなり多いですね。それから「図書館のシステムに興味があった」という方。なるほど。こちら半数以上ですね。そして「なんとかこの状況を改善してやろうと思ってきた」という方。その方たち、なにかしら一緒に解決できるのではないのでしょうか。

もちろん、餅は餅屋ってこともあります。プロに任せるべき仕事は確かに

あるんです。でも、いろんな市民の皆さんが参加できる場を作っているのが、りぶらサポータークラブです。なんらかの可能性を探っていくことはできると思います。

今後は同じことが起きないようにするだけじゃなくて、これをきっかけにして、図書館のあり方を見直し、さらに市民にとってプラスにできたらいいなと思います。例えば、図書館の検索システムがすごくよくなるとか、そういうことができるタイミングだと僕は思っています。僕たちも動いていきたいので、ぜひ皆さんに協力していただきたいなと思っています。

江草 中京大学のパネラーとして参加していた、岡本真さんからぜひ、中川さんの名誉回復をはかってほしいので、僕の案として、改めて言うておいてほしいと頼まれたことがあります。

それは、岡崎市の図書館協議会の委員として、中川さんを採用するというものです。委員になるということは、それなりの学識経験者であることを、行政が認めたという意味合いを持ちます。

聞くとところによれば、中川さんは何百冊も本を借りているヘビーユーザーだということです。つまり、それくらい岡崎の図書館を愛してるわけです。しかもコンピュータもシステムもわかっているらしい。そういう人を図書館協議会の委員にすれば、明らかに図書館は彼のことを犯罪者扱いしてないと、はっきりわかります。

そうすれば、将来、グーグルやヤフーで彼の名前を検索したときに、逮捕者としてだけでなく、図書館協議員としても名前が出るようになります。もちろん高木さんのサイトも閉じられてないはずですから、詳細な状況とともに、逮捕はどうもおかしいとわかっていただけでしょ。

被害届を取り下げるといこととは別に、彼の名誉は回復され、図書館の名誉も回復されます。この案を提示するので、ぜひご検討いただきたいとのことでした。

図書館の自由宣言から見た 利用者の秘密に関する課題

西野 私は、日本図書館協会の理事をしております。日本図書館協会という

のは、図書館に関するナショナルセンターです。今回の件については、私も、後塵を拝するどころか、おっかけるのがやっとという状態で、お恥ずかしい限りです。

今日、話題にのぼらなかった個人情報の取り扱いについてふれておきたいと思います。今回の事件では、図書館から個人情報が提供されています。私も館長の経験がありますので、実際に刑事事件として被害届けを出すことはありましたし、個人情報を提供しなくてはいけないこともありました。問題は、今回の事件について個人情報を提供する段階で、その扱いが適切であったかどうかということです。

図書館には「図書館の自由宣言」というものがあります。そこには、個人情報について、一般の自治体よりも厳しく取り扱わなくてはならないということが、宣言されています。自分たちは図書館の協会として、特にこの点を重く受け止めています。主としての個人情報を外に出す場合のチェックがどうだったのかを総括する必要があります。またこの点について、岡崎市としても制度としてどうだったかしっかり検証していかななくてはならないと思います。

個人情報に関する条例違反への 行政の対応を問う

オオヤ 東京から来ました。図書館協会さんに伺います。今回の件について、日本図書館協会さんの方から岡崎図書館に調査に来るといことではないのでしょうか？　そこで、どういうことがあったのか、どのときどのような判断をしたのかなど、図書館の世界の人がまとめて整理することは、とても大切だと思います。その上で、個人情報保護法や図書館の任務に照らし合わせてどうだったかということ、きちんと検証した方が良く思うのですが。

西野 それは大切なご指摘だと思います。すでに11月には会見を行って、事実確認をさせていただいています。今、その内容についての検証を、しかるべきところで議論をしている最中なので、もう少しお時間をいただきたいと思います。今後、このフォーラムの内容も参考にしながら、協会としてのもう少しきちんとした方向性を出して

いきたいと思っています。

高木 個人情報流出の件を話題にするのであれば、条例違反についても意識を向けていただきたいと思います。岡崎市では、個人情報保護条例第53条で刑事罰を設けています。岡崎市は、契約違反という理由で指名停止などを検討しています。でもこれは、そういう問題ではないはず。刑事罰の規定のある条例に違反した行為があったと疑われる事件です。

刑事罰があるとすると、ここでまた「故意」があったのかということが問題となります。業務委託先の社員がファイルを持っていくときに、わかっているっていったかどうかということです。

彼らは個人情報について、「流出」と「混入」という言葉を、わざわざ使いわけています。インターネットに出たケースだけを「流出」、そして図書館から別の図書館へ移転したものを「混入」と表現しています。彼らは、自分たちがやったのは「混入」であって、「流出」させたのはよその会社だと言っているわけです。

もしかすると彼らは、自分たちが契約している全国の図書館のシステムは、自分たちの管理下にある「自分たちの庭」だと思っていたのではないのでしょうか。つまり、そこに個人情報ファイルが転がっているなと気づいていても、自分たちの庭の中にある限り、別にそれがかまわないと考えていた可能性はないのでしょうか。

しかし、延滞者リストのよその図書館への「混入」は、岡崎市の個人情報保護条例では違法である疑いが濃いのです。それが違法とは知らなかったと言っても、刑事責任を逃れられるわけではありません。もし本当にその通りなら追求すべきことと思います。

司会 サポータークラブとしては、今日のお話をまとめさせていただいて、図書館と市に、きちんとした形で届けたと思っています。また、市民の皆さんが閲覧できる形で、図書館や活動コーナーなどにも置きたいと考えています。ともかく今日は、いろんな意見をいただけたのが、一番の財産だったなと思っています。ありがとうございました。

“Librahack” 事件 その後の経過

本件は、さまざまな状況や情報が絡み合い、大変複雑な状態となっていました。りぶらサポータークラブは、この状況を整理し、未来に向けた健全な流れを生み出すために、2010年12月18日にフォーラムを行いました。そして、たたき台となる資料をもって、中川氏や図書館および市の皆様と話し合いを重ね、それぞれの真意の理解に基づく出来事の整理を進めました。最終的には岡崎市からの呼びかけのもと、中川氏と図書館の関係者の皆様が、りぶらサポータークラブ同席の上で話し合いの場を持ち、今回の共同声明に至りました。

"Librahack" 共同声明

岡崎市立中央図書館ならびに中川氏は、りぶらサポータークラブのコーディネートのもと、次の内容について合意いたしました。

1. 中川氏の行為について

岡崎市立中央図書館は、中川氏による図書館 Web サイトへのクローリングは、技術的に十分な配慮の施された良識的なもので、その意図も図書館システムの利便性を補おうとする、健全なものであったことと理解しています。

2. 障害と混乱の真因について

閲覧障害の真因は、三菱電機インフォメーションシステムズが開発した図書館システムにあり、同社の不十分な対応が逮捕・勾留という残念な状況へ導いたと考えています。同社が反省し、今後の活動に役立ててくれることを期待します。

3. 中川氏の名誉回復について

岡崎市立中央図書館は、中川氏の社会的名誉が回復され、Web エンジニアとしての活躍、市民としての生活、りぶらの利用者としての活動が、安心と平穏の中で実現されることを願っています。

4. 図書館の被害届の取り下げについて

中川氏は、岡崎市立中央図書館ならびに岡崎市が、健全な市民生活を実現するために被害届を取り下げないことを理解し、この判断が市民の皆様にとって価値あるものになることを願っています。

5. Web 技術の発展について

私たちは、今回の出来事が日本の Web 技術の萎縮に結びつくことなく、将来にわたって多彩な Web 技術が伸びやかに発展していくことを願っています。

2011年2月25日

岡崎市立中央図書館館長 岡崎市立中央図書館利用者
大羽良 中川圭右

※この声明は「"Librahack" 共同声明に関する詳細情報」に基づいて行われています。
詳しくは、Web サイトをご覧ください。

りぶらサポータークラブ



りぶら中央図書館情報

よりよい図書館サービスを続けるために 図書館の蔵書点検

中央図書館は、今年1月24日～28日まで特別休館させていただき、蔵書点検を行いました。おかげをもちまして、無事作業を終えることができました。ご理解とご協力に感謝申し上げます。

中央図書館には60万冊以上の資料がありますが、蔵書点検では、それら資料をあるべき場所に戻したり、データを照合することで紛失のチェックを行い、資料の状態を調査・確認します。資料にはICタグが貼られているため、点検作業の効率はずいぶん向上しましたが、開館しながらではできない作業ばかりです。また、写本・版本といった、和紙を用いた和綴じの資料については、1年に1度書庫から出し、閲覧机等のスペースを使用して虫干しを行っています。

利用者の皆さんには、休館期間中ご不便をおかけしてしまいますが、快適で迅速に資料を提供し続けるためには、欠かせない業務です。これからも、どうかご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。



データの読み込み



和装本の虫干し

レファレンス事例集 9

岡崎市立中央図書館でこれまでに受けた資料相談事例を紹介します。

「へえ～、図書館でそんなことがわかるの!」と感動(?)できるネタ満載ですよ。

国立国会図書館レファレンス協同データベース

<http://crd.ndl.go.jp/GENERAL/servlet/common.Controller> より

質問	岡崎市内の桜についてのエピソードが載っている資料を探している。
回答	下記参考資料 ①に「おかざきの花さかじいさん」として、伊賀川の堤防に桜を植えた人物として知られている佐々木今朝吉さんをモデルにした童話が載っている。 ②は佐々木今朝吉さんの訃報記事。 ③に「聖善寺のしだれ桜」「法蔵寺の桜」「奥山田のしだれ桜」などの項目あり。 ④には、乙川河畔に桜を植えようと尽力した著者自身の記録が綴られている。その他、⑤⑥⑦にも桜について記載あり。
参考資料	①『ほたとおじいさん』宇野正一著 明治書院 1975年 ②『昭和の花咲じいさん 佐々木今朝吉』東海愛知新聞 昭和40年4月21日付切り抜き ③『ふるさとの名木と森・岡崎』大石収宏編著・発行 1995年 ④『葵桜誕生秘話』三橋美千子著 門土社 2005年 ⑤『岡崎の名木』岡崎生物調査研究会編・発行 1980年 ⑥『子ども岡崎風土記』子ども岡崎風土記編集委員会編・発行 1996年 ⑦『岡崎公園とそのむかし』大石収宏編著・発行 1996年

りぶら映像アーカイブス

岡崎市立中央図書館2階の視聴覚ブースでは、ビデオやDVDなどの館内資料だけでなく、年代別にアーカイブス化された岡崎に関する貴重なニュース・番組映像を視聴することができます。

懐かしい映像のなかに、ひょっとして、あなたも登場しているかも?!

紹介映像 9

「滝山寺の『鬼まつり』を支える十二人衆」岡崎市
放送年：平成5年(1993年)



天下の奇祭といわれ、県の無形民俗文化財に指定されている「滝山寺鬼まつり」。私たちが目にするのは、修正会の結願日にあたる日の晩に行われる、勇壮な火祭りですが、地元では、それより何日も前に、準備段階を含め「まつり」が始まっているのです。

源頼朝の祈願から始まったともいわれる伝統ある鬼まつりが、準備も含めて実際にどのように行われているのか、まつりを執行する「十二人衆」と呼ばれる人々の取り組みが、詳しく記録されています。

特に「コツボネ」という役を39年間にわたって務めてきた方の、まつりと地域に対する思いが、しみじみと伝わってきます。



3・4月 りぶらイベントガイド

催しの予定は変更になることがあります。詳細は主催者へお問い合わせください。

日時	イベント名	料金	主催
3月4日(金) 14～16時	キャリアデザインスタートセミナー 自分の魅せ方の向上、就活ノウハウ他	無料	商工労政課 23-6351
3月6日(日) 10時～	海外よもやばなし 海外旅行大好き人間集まれ!	無料	佐藤 58-6298
3月6日(日) 14時～	～コーラスの花束～君をのせて アクアコーラス / 童謡唱歌はなみずき	500円	アクア事務局 080-3615-1349
3月8日(火) 10～11時30分	寺子屋☆脳きりり 認知症予防の脳トレーニングなど	無料	長寿課 23-6837
3月10日(木) 10:00～14:00	ひざ掛けづくり 造ったひざ掛けは施設に寄付します	無料	りぶらサポータークラブ 23-3114(市民活動センター内)
3月11日(金) 10時～	童謡唱歌 はなみずき体験会 みんなで楽しく歌いませんか?	無料	アクア事務局 080-3615-1349
3月12日(日) 14:00開演	Heart&Heart Music&Dance Party 2011	500円	Heart&Heart 32-1373 美空はるみ
3月15・22(火) 10時30分～	私を元気にする講座 ～女性のためのハッピートレーニング～	無料	りぶら市民活動総合支援センター 「ハッピートレーニング係」 23-3241(往復はがきで申込)
3月10日(木) 10～12時30分	男の料理教室	1,470円	NPO 法人食育推進ネットワーク・ 岡崎支部 58-8069
3月17・24・31 (木) 14～16時	ことばの教室 英語	無料	りぶら国際交流センター 23-3148(電話で申込)
3月19日(土) 18時～	スポーツ大学講座 「一流の人がやる気を高める10の方法」 講師: フィジカルトレーナー 中野ジェームス修一氏	無料	体育協会 53-7644(はがきで申込)
3月19日(土) 10～12時30分	女性のための法律相談 ～離婚の基礎知識～	無料	りぶら市民活動総合支援センター 「法律講座」係 23-3241 電話・往復はがき・メールで
3月20日(日) 10～12時	りぶら いきものみっけ隊 講演: 東アフリカの野生動物保護 講師: 獣医師 宇野哲安先生	無料	りぶらサポータークラブ 23-3114(市民活動センター内)
3月21日(月) 10～11時30分	笑いヨガ体験会 健康で楽しい毎日のために...	300円	岡崎学習企画 (OSP) 090-9930-0595 山森
3月21日(月) 10:12時15分	こどものクッキング	1,200円	NPO 法人食育推進ネットワーク・ 岡崎支部 58-8069
4月第2・4日曜 13時30分～	やさしい古文書講座 全24回コース	3,000円	美術博物館 「やさしい古文書講座」係 28-5002(はがきで申込)
4月14日(木) 10:00～14:00	ひざ掛けづくり 造ったひざ掛けは施設に寄付します	無料	りぶらサポータークラブ 23-3114(市民活動センター内)
4月14日(木) 14時～	シネマ・ド・りぶら 映画上映会 『第三の男』	無料	りぶらサポータークラブ 23-3114(市民活動センター内)
4月23日(土) 10～12時	りぶら いきものみっけ隊	無料	りぶらサポータークラブ 23-3114(市民活動センター内)
りぶらサポータークラブ企画 生涯学習講師養成講座「あなたの学んだこと、できることを生かしてみませんか？」			
① 3/1(火)「岡崎市が進める生涯学習についての理解と交流」 ② 3/4(金)「講師として自立するための技術講習」 ③ 3/21(祝)、22(火)、24(木)「生涯学習実践講座」		13:30～ 16:30 無料	りぶらサポータークラブ 23-3114(市民活動センター内)



特派員レポート vol.10 利用者行動観察のシステム

【りぶら利用者の行動パターンを知ろう】

私たちは、りぶらを利用する市民の皆さんの行動パターンを知り、目的やニーズに合ったタイミングの良い施策に反映させる提案を実現するため、行政からの提供情報と随時実施する「行動観察」という名の、市場調査（来館者の終日観察や滞在時間調査など）を実施して、利用者情報の収集活動をしています。

そして、この収集した情報を【視える化】や【グラフ化】して、利用者の行動パターンを分析しながら、種々の変動に対する管理システムを研究しています。

2年2ヶ月間の研究の結果で、いろいろな事が判明し、必要で実践可能な管理システムの大筋が見えてきました。



判明した主なものは、下記の通りです。

- ① りぶらの【来館者数】は、休日で約 6,000 人平日で約 4,500 人を維持。
- ② 図書館施設への【入館者】が多い（休日約 3,000 人、平日約 2,000 人）。
- ③ 図書館の休館日も、約 3,000 人のりぶら【来館者】がある。
- ④ その他の施設【入館者】はやや少なめ（休日約 1,000 人、平日約 650 人）。
- ⑤ 来館者は、人口とほぼ同比率の多様な世代で、滞在時間は 2～3 時間。
- ⑥ りぶらからの距離に反比例して【来館者】が多い（近くの人が多い）。
- ⑦ ③～⑥から、りぶらが施設以外の賑わいにも貢献していると考えられる。

必要で実践可能な管理システムの概略は、下記の通りです。

- ① りぶら & 各施設入口の通過者数の日々データを、休日と平日に層別し、推移グラフ化。
- ② りぶら & 各施設入口の通過者数の月々データの日当りを、休日と平日に層別し、推移グラフ化。
- ③ 2年間の四季観察結果の層別を元にして、①②の変化時に終日観察を実施し、変化を分析する。
- ④ 月毎に②のグラフの過去2年間と比較して増減を管理し施策を講ずる。

今後は、上記のような基礎データとシステムを基にして、維持管理をしていく事が重要です。その結果、目的やニーズに合ったタイミングの良い施策がなされ、市民の為になるのみならず、利用しやすい施設になっていくと考えています。（佐藤）



特派員レポート vol.11 りぶら いきものみっけ隊の軌跡展

【いきものみっけ】写真展【12/5～12/19】

さる12月5日～19日までの2週間、りぶら2階の情報コーナーで、「りぶら いきものみっけ隊」の軌跡紹介と、日本中から集められた「いきもの」写真の紹介を行いました。

「りぶらいきものみっけ隊」は、2010年6月20日発足以来、りぶらの周辺の生き物を見つけ、自然への興味関心を持ってもらうために活動してきた結果、環境省のCOP10関連事業「いきものみっけシンポジウム」への参加を果たし、現在「いきものみっけ」のHP内の団体（コミュニティ）ランキングで全国3位となっています。軌跡展では、この「りぶら いきものみっけ」隊の活動紹介と、配布資料等を展示・説明しました。

また同時開催した、「いきものみっけ」写真展では、北海道から沖縄まで、身近なところで観察できる生き物を対象に、5つのテーマ（『きれいないきものみっけ』、『おかしないきものみっけ』、『いきものが教えてくれる日本の四季』、『最近変だぞ、日本の自然』、『私のベストショット』）に沿った、選りすぐりの写真58点を、生物多様性センター様からお借りし、展示しました。

展示会には、いきものみっけ隊の隊員や、いきものが好きな方々が岡崎市外からもいらっやって、いきもの談議に花が咲き、新たないきものみっけ隊への入隊者も!! 今後も、いきものみっけの活動に力を注ぎたいと思います。また、中日新聞や岡崎市の情報誌「リ





外国人が日本語の歌を歌うのだ自慢大会【2/5：土】

初めての開催となった今回ののだ自慢大会は、国際交流センターとそこに集う外国人の方々と交流が目的でした。歌の好きな出演者の皆さんは明るく社交的で、とても楽しい時間を共有することができました。また、国際交流センター職員や自主事業運営委員会の皆さん、審査員や司会の方々など、たくさんの方と親交を深めることができました。(戸松)



司会：鈴木みのる氏



優勝：シロマ・リカさん

ウメツ・アケミさん



審査員賞：トウカイエンさん



入賞：スズキ・マリテスさん



入賞：カヨ・マルセロさん



入賞：ジェフ・アレクサンダーさん

No.	氏名	出身国	予選曲目	決勝曲目	結果
1	カヨ・マルセロ	ブラジル	長崎は今日も雨だった	海雪	入賞
2	ジェフ・アレクサンダー	フィリピン	I love you	流星	入賞
3	ユ・ケイカ	中国	花のように鳥のように		参加賞
4	シロマ・リカ/ウメツ・アケミ	ブラジル	長い間	キッス 〜掃り道のラブソング〜	優勝
5	トウカイエン	中国	ハナミズキ	雪の華	審査員賞
6	ゲソド・ツイ・マイ	ベトナム	残り火		参加賞
7	スズキマリテス	フィリピン	すずめのなみだ	FOR YOU	入賞
8	ダニエル・マクドナルド	ニュージーランド	うらみ節		参加賞
9	アダチ・ジョージ・タダシ	ブラジル	北酒場		参加賞
10	ニッキー・シャー	イギリス	ありがとう		参加賞

【柏木典子審査委員長の講評】

アットホームな予選会から、司会者のすてきなインタビューで、心が暖かくなるのだ自慢大会になりました。全員2曲ずつ歌いたかったと思います。日本語は発音が難しいと云われていますが、それぞれ自分のものにした歌を聴き、意味を理解して歌うことの大切さを改めて感じました。みんなの心が暖かく、仲良くなるこの会を、続けて開催されることを願います。

【司会】：鈴木みのる

【審査員】

柏木典子：岡崎音楽家協会副代表 岡崎市 PTA コーラス連盟顧問

米津 真：図書館交流プラザ総合館長

山田美代子：りぶらサポータークラブ代表

内田早苗：りぶら国際交流センター自主事業運営委員会

香田ともこ：NPO 岡崎都心再生協議会